

## 第5章 生命保険・個人年金

### 1. 生命保険・個人年金加入状況

生命保険・個人年金の加入状況を見ると、生命保険や個人年金のどちらかに加入している者の割合は全体の56.4%となっている。国民年金保険料の納付状況別にみると、1号期間滞納者の加入割合は納付者に比べ低いものの、5割程度となっている（表16）。

表16 国民年金保険料の納付状況別生命保険・個人年金加入状況 (単位：%)

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	56.4	54.0	13.2	10.7	36.2	7.3
納付者	100.0	66.4	63.2	18.5	15.3	25.8	7.8
完納者	100.0	67.5	64.1	20.1	16.6	24.6	7.9
一部納付者	100.0	61.8	59.8	11.9	9.9	30.8	7.3
1号期間滞納者	100.0	48.5	47.0	8.1	6.5	44.7	6.8
申請全額免除者	100.0	49.1	47.3	7.2	5.3	45.2	5.7
学生納付特例者	100.0	31.0	29.8	4.1	2.9	60.9	8.1
若年者納付猶予	100.0	33.8	32.9	3.4	2.4	58.1	8.1

年齢階級別に生命保険・個人年金の加入状況を見ると、年齢が上がるにつれ加入割合が高くなる傾向がある（表17）。1号期間滞納者についてみると、総数の場合に比べほとんどの年齢階級において加入割合は低くなっているが、35歳以上の各年齢階級では5割以上が生命保険や個人年金に加入している（表18）。

表17 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況（総数）

	総数	加入している	(再掲)	(再掲)	(再掲)	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	56.4	54.0	13.2	10.7	36.2	7.3
20～24歳	100.0	34.5	33.4	4.1	3.0	57.9	7.7
25～29歳	100.0	47.4	46.3	6.0	5.0	45.6	7.1
30～34歳	100.0	55.4	53.2	10.7	8.5	38.5	6.1
35～39歳	100.0	58.1	55.8	13.3	11.0	33.4	8.5
40～44歳	100.0	67.2	63.4	20.7	16.9	27.6	5.3
45～49歳	100.0	64.9	61.1	19.9	16.2	27.6	7.6
50～54歳	100.0	68.8	66.5	19.9	17.5	23.4	7.8
55～59歳	100.0	70.0	65.8	18.0	13.9	22.2	7.8

表 18 年齢階級別生命保険・個人年金加入状況（1号期間滞納者）

（単位：％）

	総数	加入している	（再掲）	（再掲）	（再掲）	非加入	不詳
			生命保険に加入	個人年金に加入	両方加入		
総数	100.0	48.5	47.0	8.1	6.5	44.7	6.8
20～24歳	100.0	34.9	33.9	4.6	3.6	56.8	8.3
25～29歳	100.0	42.7	41.9	4.9	4.1	50.6	6.7
30～34歳	100.0	49.9	48.8	7.6	6.5	44.5	5.6
35～39歳	100.0	50.3	47.5	10.9	8.1	41.5	8.2
40～44歳	100.0	53.0	51.2	10.8	9.0	40.4	6.6
45～49歳	100.0	54.2	52.5	10.2	8.6	39.5	6.4
50～54歳	100.0	55.7	54.3	8.6	7.3	38.4	5.9
55～59歳	100.0	58.8	55.7	11.2	8.2	35.4	5.8

## 2. 生命保険・個人年金の平均保険料額

生命保険及び個人年金について、それぞれの加入者の1人当たり平均保険料額をみると、生命保険の保険料は月額1万6千円、個人年金の保険料は月額1万9千円となっている。

国民年金の保険料納付状況別にみると、納付者と比較して1号期間滞納者の平均保険料額は低くなっているものの、1号期間滞納者で個人年金に加入している者は平均で1万4千円の個人年金の保険料を支払っている（表19）。

なお、平成20年度の国民年金の保険料は、月額14,410円である。

表 19 本人及び世帯全体の生命保険・個人年金の平均保険料月額

（単位：千円）

	本人の平均保険料		世帯全体の平均保険料	
	生命保険	個人年金	生命保険	個人年金
総数	15.6	19.3	38.2	28.5
納付者	17.7	21.0	43.5	30.0
完納者	18.4	22.1	45.7	30.8
一部納付者	14.6	13.9	33.5	25.6
1号期間滞納者	13.4	14.3	29.3	26.1
申請全額免除者	10.9	11.8	23.0	21.9
学生納付特例者	9.5	14.2	37.7	25.3
若年者納付猶予	8.7	11.6	33.9	28.6

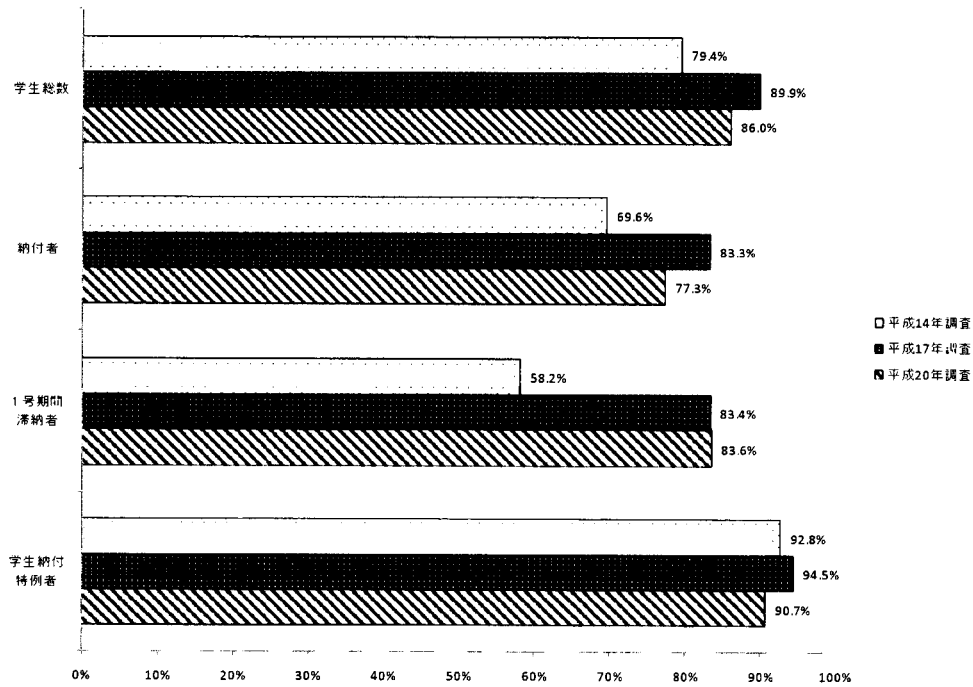
注1. 本人の平均保険料は、生命保険・個人年金の加入者についての平均である。

注2. 世帯全体の平均保険料は、生命保険・個人年金の加入者がいる世帯の平均である。

## 第6章 学生納付特例制度の周知・利用状況

学生は、保険料の納付が経済的に困難な場合は保険料の納付が猶予される学生納付特例制度がある。このことに関する周知度は学生全体で86.0%となっており、前回調査と比較すると減少している（図20）。

図20 学生納付特例制度の周知度



保険料納付状況別に学生納付特例制度を利用しなかった者の理由をみると、1号期間滞納者で「手続きが面倒」の割合が高くなっている（表20）。

表20 学生納付特例制度を利用していない理由

(単位：%)

	総数	所得が多かった	学校が制度の対象外	手続きが面倒	国民年金をあてにしている	保険料を払っている	その他	不詳
学生総数	100.0	5.9	3.4	17.8	2.9	47.9	17.9	4.3
納付者	100.0	4.0	2.0	15.7	2.1	56.4	15.9	3.8
完納者	100.0	3.8	1.5	15.7	2.4	57.5	15.4	3.7
一部納付者	100.0	6.2	7.5	14.9	0.0	46.4	20.1	4.9
1号期間滞納者	100.0	7.9	3.1	37.0	4.3	18.4	24.3	5.1

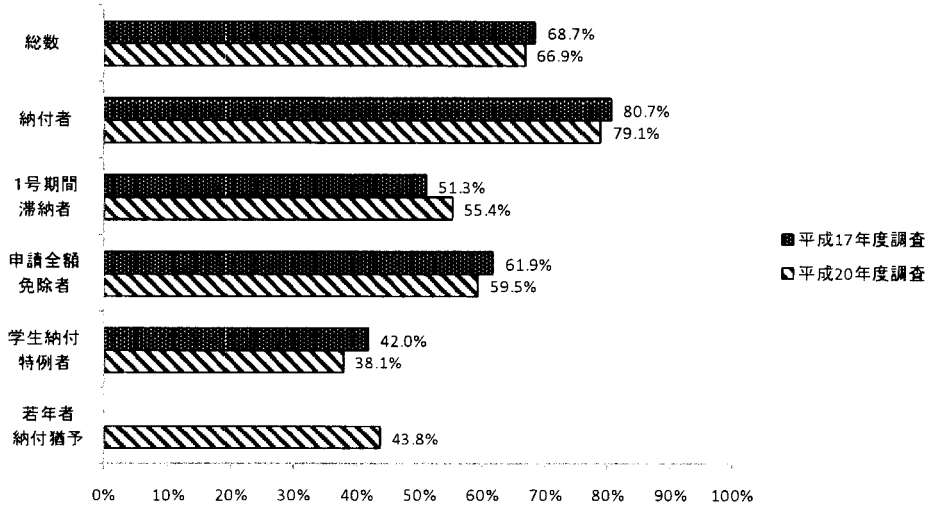
注 学生のうち、学生納付特例制度を利用していない者を総数として集計している。□

## 第7章 保険料の納付方法、保険料を納付しない理由等

### 1. 前納制度の周知度

国民年金保険料を一括して前払いすると、保険料が割引される（平成20年度では1年分一括でおおよそ3,000円の割引）仕組みがある（前納制度）。このことに関する周知度は全体で66.9%となっており、納付者の周知度が約8割となっている（図21）。

図21 前納制度の周知度

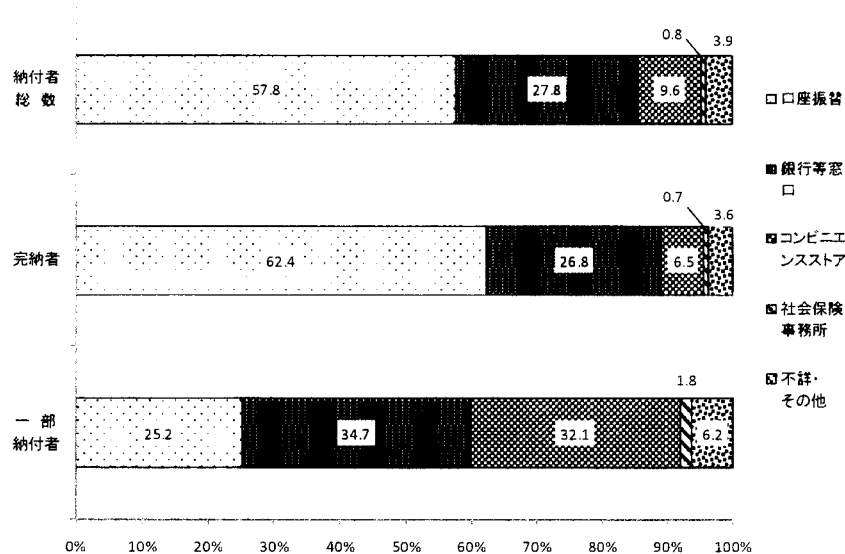


### 2. 納付方法

平成19年度における国民年金保険料の納付方法をみると、納付者総数では口座振替が最も多く利用され、57.8%となっている。納付状況別にみると、完納者は口座振替利用が最も高いが（62.4%）、一部納付者は25.2%となっている。

なお、一部納付者については、銀行等窓口が34.7%、コンビニエンスストアの利用が32.1%となっており、口座振替以外の方法も広く利用していることがわかる（図22）。

図22 保険料納付状況別保険料の納付方法



年齢階級別に納付方法をみると、高年齢層でおよそ6割が口座振替を利用しており、また、若年齢層においてコンビニエンスストアを利用している割合が高い傾向にある（表21）。

都市規模別に納付方法をみると、小都市・町村で口座振替の利用が高くなっている（61.4%）（表22）。

表21 年齢階級別保険料の納付方法

（単位：％）

	総数	納付方法					
		口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	社会保険事務所	その他	不詳
納付者総数	100.0	57.8	27.8	9.6	0.8	2.6	1.3
20～24歳	100.0	40.9	33.8	17.6	2.2	3.6	1.9
25～29歳	100.0	47.0	32.8	13.8	1.5	4.0	0.9
30～34歳	100.0	54.3	28.1	12.1	1.0	3.2	1.3
35～39歳	100.0	53.3	30.3	11.9	0.8	3.1	0.7
40～44歳	100.0	63.1	22.9	8.2	0.2	3.6	2.0
45～49歳	100.0	62.3	28.1	8.0	0.1	1.1	0.4
50～54歳	100.0	64.9	27.2	5.9	0.0	1.5	0.4
55～59歳	100.0	64.4	23.7	6.2	1.1	2.2	2.4

表22 都市規模別保険料の納付方法

（単位：％）

	総数	納付方法					
		口座振替	銀行等の窓口	コンビニエンスストア	社会保険事務所	その他	不詳
納付者総数	100.0	57.8	27.8	9.6	0.8	2.6	1.3
大都市	100.0	55.3	27.6	12.0	0.9	2.8	1.3
中都市	100.0	56.6	30.2	8.5	0.6	2.7	1.5
小都市・町村	100.0	61.4	25.5	8.6	0.9	2.4	1.1

### 3. 口座振替の利用状況

国民年金の保険料については口座からの自動振替を推進しているが、口座振替の周知状況・利用状況についてみると、全体で9割近くが知っている（87.2%）。

納付状況別にみると、納付者の9割以上が知っており、そのうち、完納者の利用は64.8%であるが、一部納付者の利用は32.9%となっている。

また、学生納付特例者においては、周知度は低いものの、利用を希望する割合が最も高くなっている（20.7%）（表23）。

年齢階級別にみると、比較的若い世代で利用を希望する割合が高くなっている（表24）。

表23 口座振替の周知・利用状況

（単位：％）

	総数	周知状況				不詳
		知っている		知らなかった		
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
総数	100.0	38.2	49.0	4.5	7.4	0.8
納付者	100.0	58.6	36.4	1.5	3.0	0.6
完納者	100.0	64.8	31.1	1.2	2.3	0.6
一部納付者	100.0	32.9	58.1	2.5	5.7	0.8
1号期間滞納者	100.0	13.9	66.0	5.0	13.9	1.2
申請全額免除者	100.0	18.6	64.7	4.6	10.7	1.3
学生納付特例者	100.0	9.1	58.3	20.7	11.4	0.5
若年者納付猶予	100.0	13.5	61.6	9.3	14.5	1.1

表 24 年齢階級別口座振替の周知・利用状況

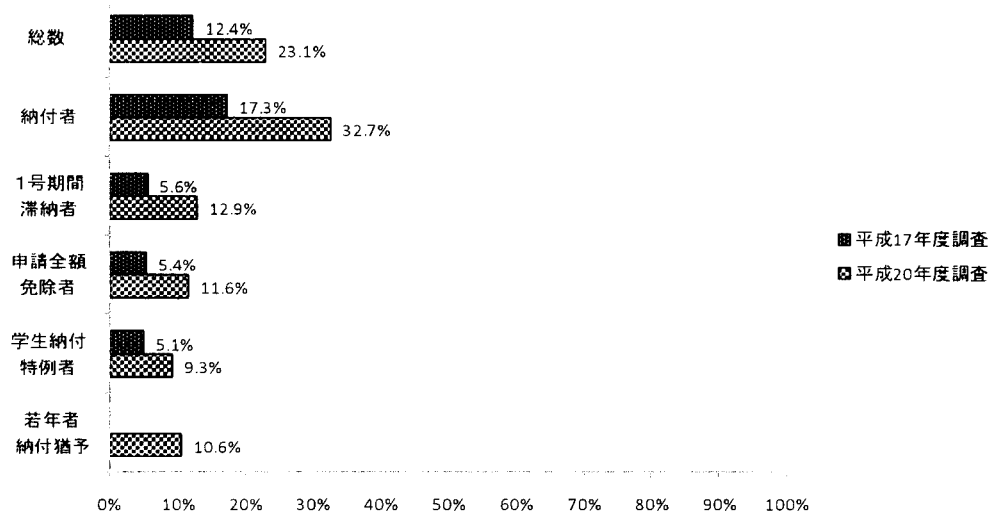
(単位：%)

	総数	知っている		知らなかった		不詳
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
		総数	100.0	38.2	49.0	
20~24歳	100.0	19.3	54.8	13.4 (53.2)	11.8 (46.8)	0.8
25~29歳	100.0	28.3	57.6	3.7 (28.5)	9.4 (71.5)	0.9
30~34歳	100.0	37.5	50.5	2.8 (25.4)	8.2 (74.6)	1.0
35~39歳	100.0	37.0	53.0	2.8 (31.0)	6.3 (69.0)	0.8
40~44歳	100.0	45.7	46.1	1.9 (26.8)	5.3 (73.2)	0.9
45~49歳	100.0	42.5	48.9	2.0 (26.8)	5.6 (73.2)	1.0
50~54歳	100.0	51.9	40.5	1.6 (23.5)	5.3 (76.5)	0.6
55~59歳	100.0	53.0	40.6	1.1 (20.7)	4.4 (79.3)	0.8

注 ( ) は口座振替を知らなかった者に対する割合である。

保険料を口座振替によって当月末の引き落としにする（月々の保険料は翌月末が納付の期限となっている）ことにより、割引となる制度がある（早割制度）。このことに関する周知度は 23.1% となっており、前回調査と比較して上昇している（図 23）。

図 23 早割制度の周知度



保険料納付状況別に口座振替を利用しない理由をみると、完納者は「現在の方法で満足だから」が最も高いが（43.6%）、一部納付者は「自分の都合で納めたいから」が最も高くなっている（44.6%）（表 25）。

また、年齢階級別に口座振替を利用しない理由をみると、若年齢層で「手続きが面倒だと思うから」の割合が、高年齢層に比べて高くなっている（表 26）。

表 25 口座振替を利用しない理由

(単位：%)

	総数	理由					不詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから	その他	
納付者総数	100.0	39.4	2.2	6.7	33.7	7.9	10.2
完納者	100.0	43.6	2.6	6.2	28.6	8.8	10.1
一部納付者	100.0	30.3	1.3	7.7	44.6	5.8	10.3

注 口座振替を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

表 26 年齢階級別口座振替を利用しない理由

(単位：%)

	総 数	理由					その他	不 詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから			
納付者総数	100.0	39.4	2.2	6.7	33.7	7.9	10.2	
20～24歳	100.0	40.8	1.6	12.2	24.1	9.3	12.1	
25～29歳	100.0	42.4	1.2	9.4	28.4	8.6	10.1	
30～34歳	100.0	37.4	2.6	8.1	34.5	8.9	8.4	
35～39歳	100.0	33.2	2.4	5.9	43.1	7.1	8.3	
40～44歳	100.0	43.1	0.7	6.6	34.6	5.0	10.0	
45～49歳	100.0	35.4	2.8	4.5	37.8	11.1	8.4	
50～54歳	100.0	33.1	4.3	4.9	40.4	6.9	10.3	
55～59歳	100.0	48.8	1.2	2.6	28.5	6.5	12.4	

注 口座振替を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

## 4. コンビニエンスストア・インターネットを用いた納付の利用状況

国民年金保険料は、夜間や休日でも利用できるコンビニエンスストアや、インターネット（パソコンや携帯電話から利用可能）によっても納付できるが、このことに対する周知度は50.7%となっている。

保険料納付状況別にみると、納付方法を知らなかったものの「今後利用したい」と回答した割合は学生納付特例者が最も高くなっている（31.2%）（表27）。

表 27 コンビニエンスストア・インターネットによる納付方法の周知・利用状況

(単位：%)

	総 数	知っている		知らなかった		不 詳
		利用したことがある	利用したことがない	利用してみたい	利用したくない	
		総数	100.0	15.3	35.4	
納付者	100.0	19.1	35.9	9.7	33.7	1.6
完納者	100.0	15.4	37.5	9.5	36.0	1.6
一部納付者	100.0	34.2	29.0	10.8	24.2	1.8
1号期間滞納者	100.0	13.0	35.4	13.9	35.0	2.8
申請全額免除者	100.0	10.5	32.8	15.5	38.2	3.0
学生納付特例者	100.0	5.2	36.4	31.2	25.4	1.8
若年者納付猶予	100.0	10.8	33.9	19.9	33.3	2.1

保険料納付状況別にコンビニエンスストアやインターネットを利用しない理由をみると、「現在の方法で満足だから」が最も高くなっている（64.6%）（表28）。

表 28 コンビニエンスストア・インターネットによる納付を利用しない理由

(単位：%)

	総 数	理由				その他	不 詳
		現在の方法で満足だから	手数料がかかると思うから	手続きが面倒だと思うから	自分の都合で納めたいから		
納付者総数	100.0	64.6	1.7	3.8	11.9	4.3	13.7
完納者	100.0	66.6	1.4	3.3	10.8	4.0	13.8
一部納付者	100.0	52.9	3.1	6.7	18.1	5.8	13.4

注 コンビニやインターネットによる納付を利用したことがない・利用したくないと回答した納付者を総数として集計している。

## 5. 国民年金保険料を納付しない理由

1号期間滞納者について、年齢階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての年齢階級において「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高くなっており、また、若年齢層において「年金制度の将来が不安・信用できない」の割合が高くなっている（表29）。

「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答した者の詳細な状況を年齢階級別にみると、中高年齢層は若年齢層に比べ「失業、事故などにより所得が低下したから」及び「保険料より優先度の高い支出が多いから」の割合が高くなっている（表30）。

表29 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）（主要回答）  
（単位：％）

	総数	保険料が高く、経済的に支払うのが困難	受け取れる年金額が分らない・保険料に比べて少ない	これから保険料を納めても加入期間が少なく、年金がもらえない	すでに年金を受け取る要件を満たしている	年金制度の将来が不安・信用できない	社会保険庁が信用できない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	64.2	3.9	5.3	1.5	14.3	7.0	4.0
20～24歳	100.0	64.0	5.1	2.0	0.6	13.6	7.3	7.4
25～29歳	100.0	61.5	4.6	1.2	0.7	19.7	7.5	4.8
30～34歳	100.0	68.2	4.4	3.3	0.3	13.6	6.9	3.2
35～39歳	100.0	63.6	2.6	2.7	0.4	19.5	8.2	3.0
40～44歳	100.0	65.2	3.8	5.9	0.2	15.4	6.3	3.2
45～49歳	100.0	64.9	3.3	8.0	0.5	13.1	6.7	3.5
50～54歳	100.0	66.7	3.6	11.8	1.8	8.5	4.4	3.2
55～59歳	100.0	58.8	2.7	12.7	9.7	5.5	7.9	2.6

注 回答不詳以外の者に対する割合である。

表30 年齢階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）

（単位：％）

	総数	元々所得が少ないから	失業、事故などにより所得が低下したから	保険料より優先度の高い支出が多いから	その他
1号期間滞納者総数	100.0	56.1	16.3	22.2	5.4
20～24歳	100.0	64.4	7.7	16.8	11.1
25～29歳	100.0	67.5	9.1	18.1	5.4
30～34歳	100.0	56.8	18.3	20.7	4.1
35～39歳	100.0	57.4	17.5	21.2	3.9
40～44歳	100.0	49.1	18.2	28.8	3.9
45～49歳	100.0	48.0	23.3	22.6	6.2
50～54歳	100.0	44.6	21.9	27.6	5.9
55～59歳	100.0	51.5	18.7	27.9	2.0

注1. 回答不詳以外の者に対する割合である。

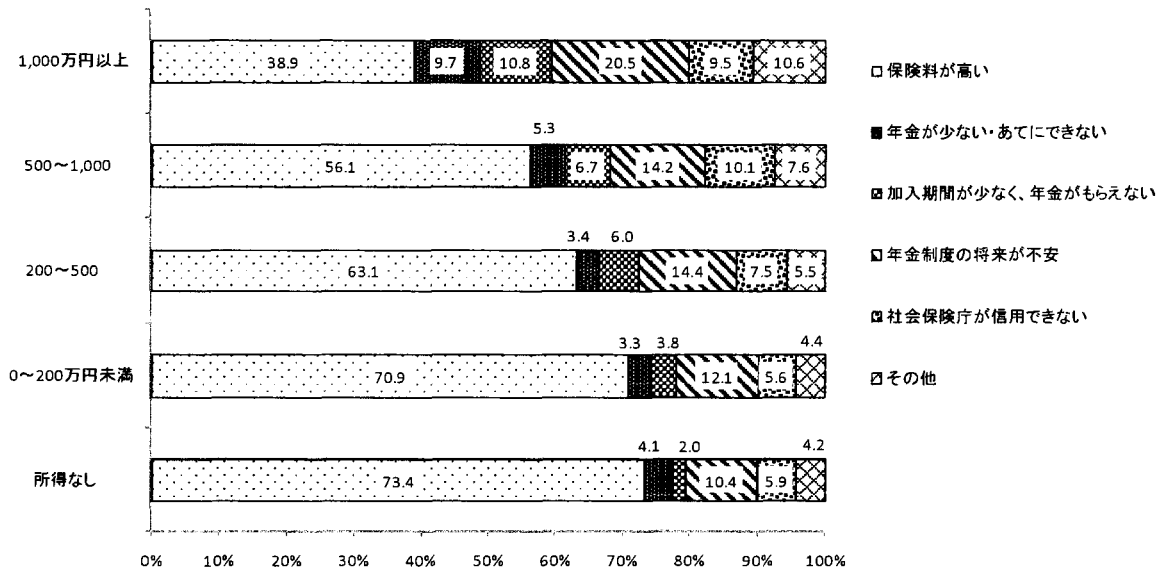
2. 「保険料が高くて支払うのが困難」と回答した者を総数として集計している。



1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に国民年金保険料を納付しない理由をみると、すべての所得金額階級で「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」が最も高い割合となっているが、世帯所得金額が1,000万円以上であっても38.9%が「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」と回答している。

また、所得が上がるにつれ「年金額が少ない・あてにできない」及び「年金制度の将来が不安」の割合が高くなっている（図24）。

図24 世帯総所得金額階級別保険料を納付しない理由（1号期間滞納者）  
（主要回答）



注 回答不詳以外の者に対する割合である。

## 6. 保険料を納付しないことについての意識

1号期間滞納者について、保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」と回答している者は63.1%となっている（表31）。

表31 年齢階級別保険料を納めていないことについての意識（1号期間滞納者）

（単位：％）

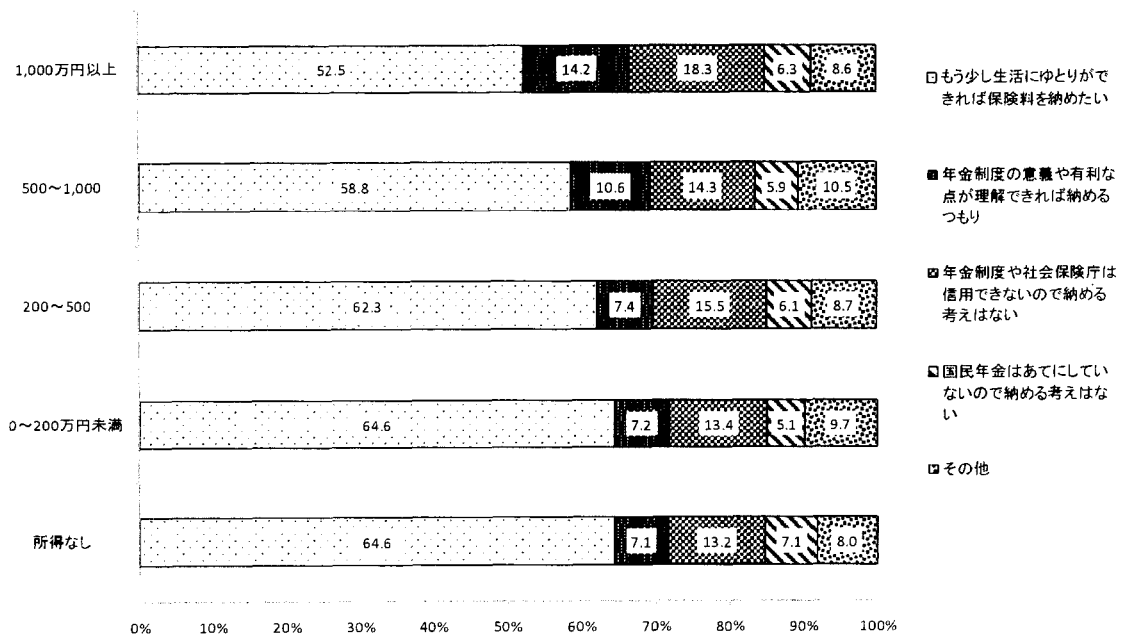
	総数	もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい	制度の意義や有利な点が理解できれば納めるつもり	年金制度や社会保険庁は信用できないので納める考えはない	国民年金はあてにしているのでも納める考えはない	その他
1号期間滞納者総数	100.0	63.1	7.9	14.0	6.0	9.0
20～24歳	100.0	61.5	9.8	13.2	7.7	7.8
25～29歳	100.0	62.1	9.3	16.0	7.4	5.2
30～34歳	100.0	64.7	7.3	11.3	6.4	10.4
35～39歳	100.0	60.6	9.1	17.1	5.0	8.1
40～44歳	100.0	60.5	6.9	17.6	5.1	9.9
45～49歳	100.0	64.9	6.8	14.1	4.9	9.3
50～54歳	100.0	67.6	6.0	10.5	5.7	10.1
55～59歳	100.0	62.7	6.5	12.9	4.3	13.6

注 回答不詳以外の者に対する割合である。

1号期間滞納者について、世帯の総所得金額階級別に保険料を納付しないことについての意識をみると、「もう少し生活にゆとりができれば保険料を納めたい」とした者の割合は、所得が1,000万円以上で52.5%となっており、その他の階級でも5割を超えている。

また、所得が高くなるにつれ「制度の意義や有利な点が理解できれば納付するつもり」と考えている者の割合は高くなる傾向にある（図25）。

図25 世帯総所得金額階級別保険料を納付しないことについての意識  
（1号期間滞納者）



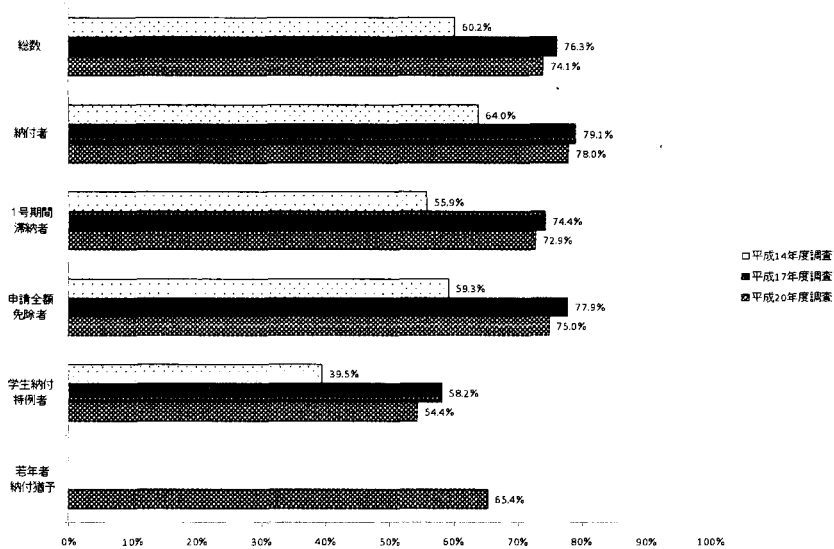
注 回答不詳以外の者に対する割合である。

## 第8章 国民年金制度の周知度

### 1. 年金受給要件の周知度

老齢基礎年金を受給するためには、公的年金に加入し、保険料を納めた期間と保険料を全額免除されていた期間の合計が25年以上必要となる。このことに関する周知度は全体で74.1%となっており、前回調査と比較して減少している（図26）。

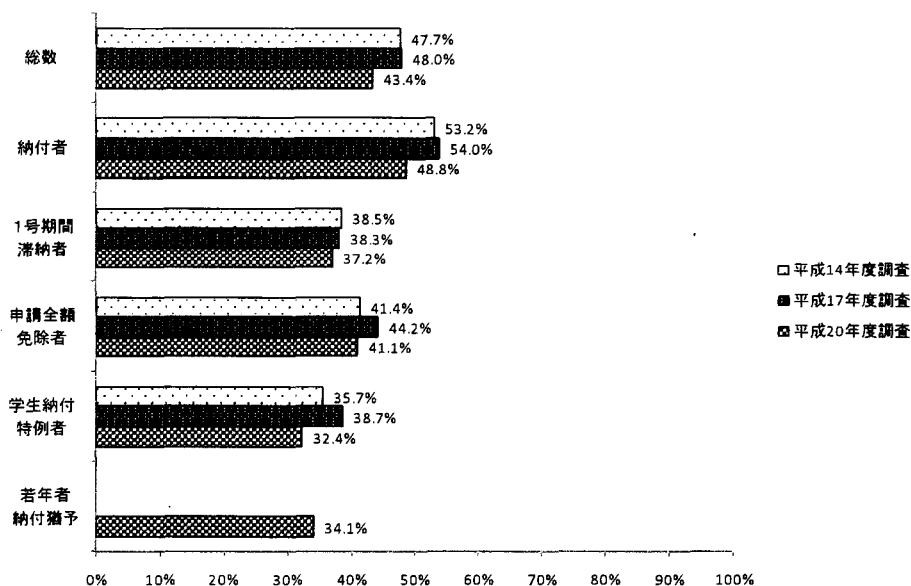
図26 年金受給要件の周知度



### 2. 公的年金の物価水準維持についての周知度

公的年金では、民間保険会社の個人年金とは異なり、物価水準の上昇に応じて年金額が改定され、年金の実質的価値が目減りしないような仕組みが取られている。このことに関する周知度は全体で43.4%となっており、前回調査と比較して減少している（図27）。

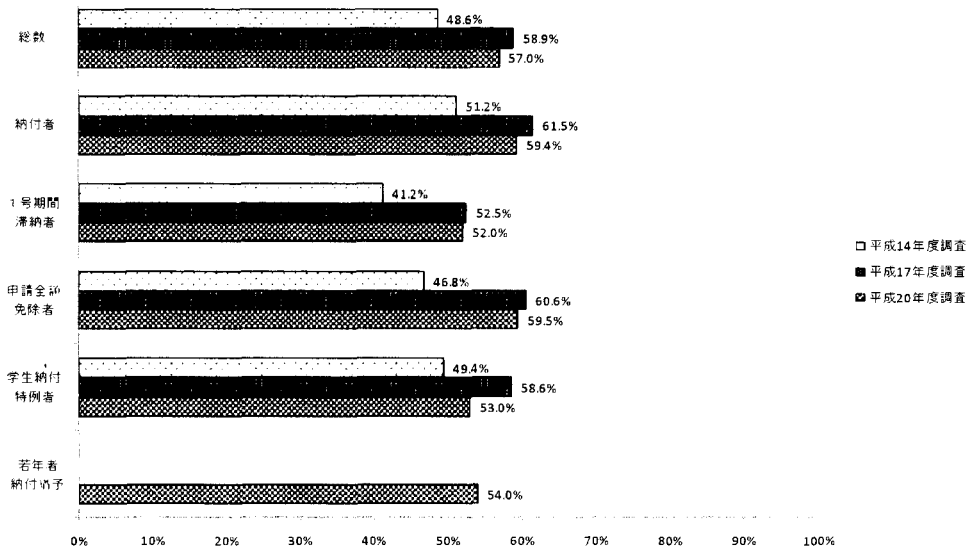
図27 公的年金の物価水準維持についての周知度



### 3. 障害年金の周知度

国民年金では、加入期間中の病気やけが等により一定以上の障害の状態になった場合は、障害年金が支給される。このことに関する周知度は全体で57.0%となっており、1号期間滞納者であっても5割を超えている（図28）。

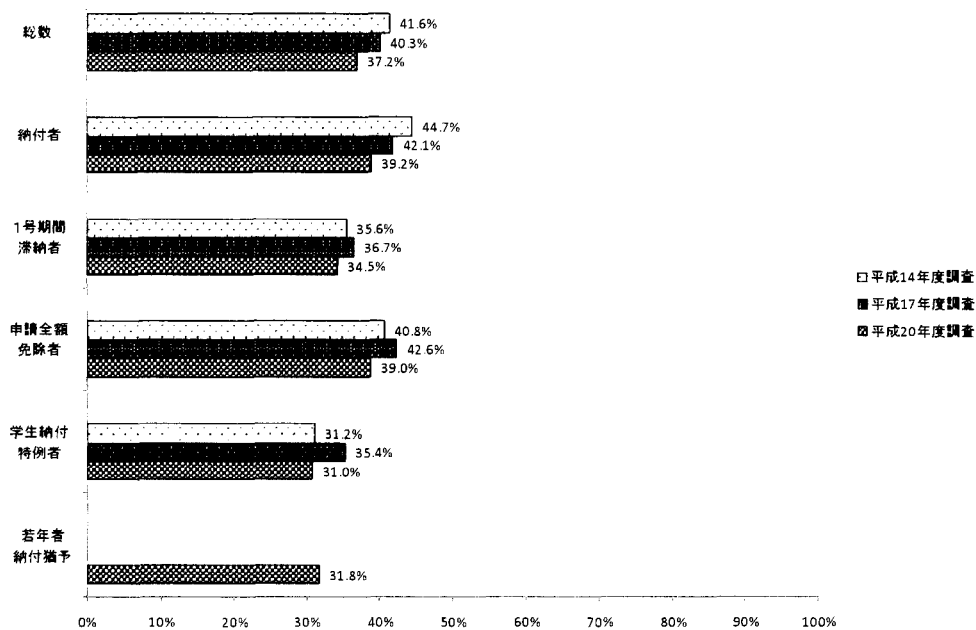
図28 障害年金の周知度



### 4. 基礎年金における国庫負担の周知度

基礎年金は民間の個人年金とは異なり、1/3以上が国庫負担でまかなわれている（平成21年度より1/2）。このことに関する周知度は全体で37.2%となっており、学生納付特例者や若年者納付猶予では約3割となっている（図29）。

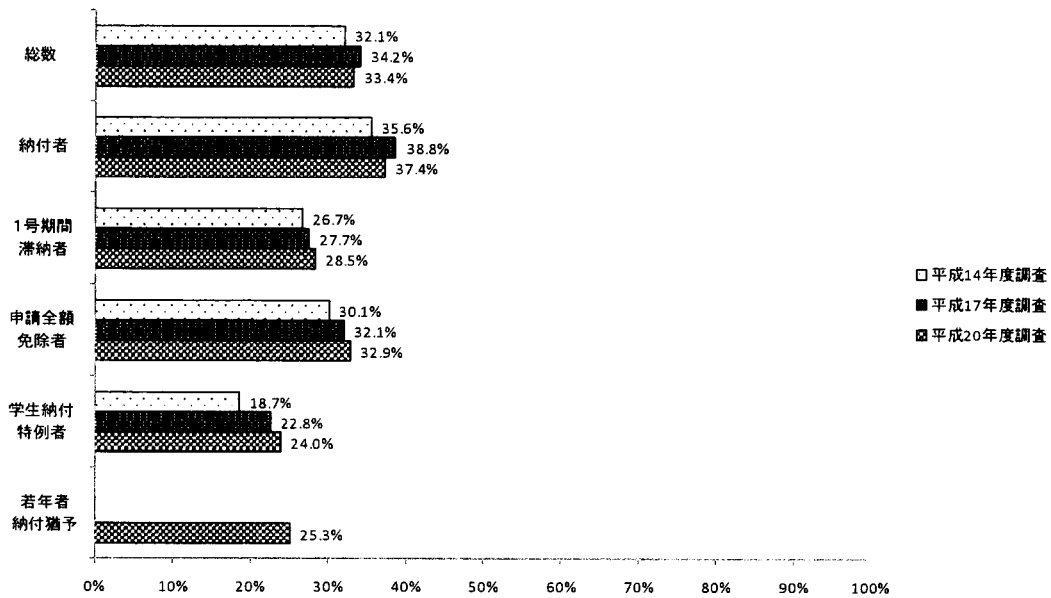
図29 基礎年金における国庫負担の周知度



## 5. 任意加入の周知度

国民年金制度には、60歳までに公的年金加入期間が25年未満であっても、60～69歳の間任意加入することで加入期間を25年以上として受給権を確保することができる（任意加入制度）。このことに関する周知度は全体で33.4%となっており、1号期間滞納者、学生納付特例者、若年者納付猶予では3割を下回っている（図30）。

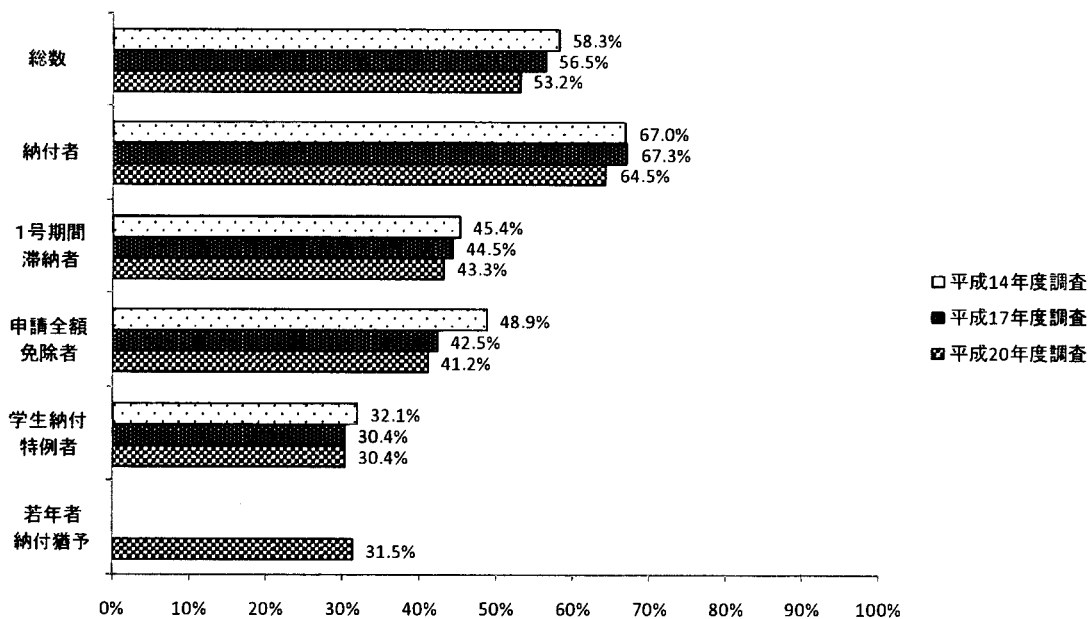
図30 任意加入の周知度



## 6. 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度

国民年金保険料は、所得税額の計算上、全額所得額から控除される。このことに関する周知度は全体で53.2%となっており、納付者以外では5割を下回っている（図31）。

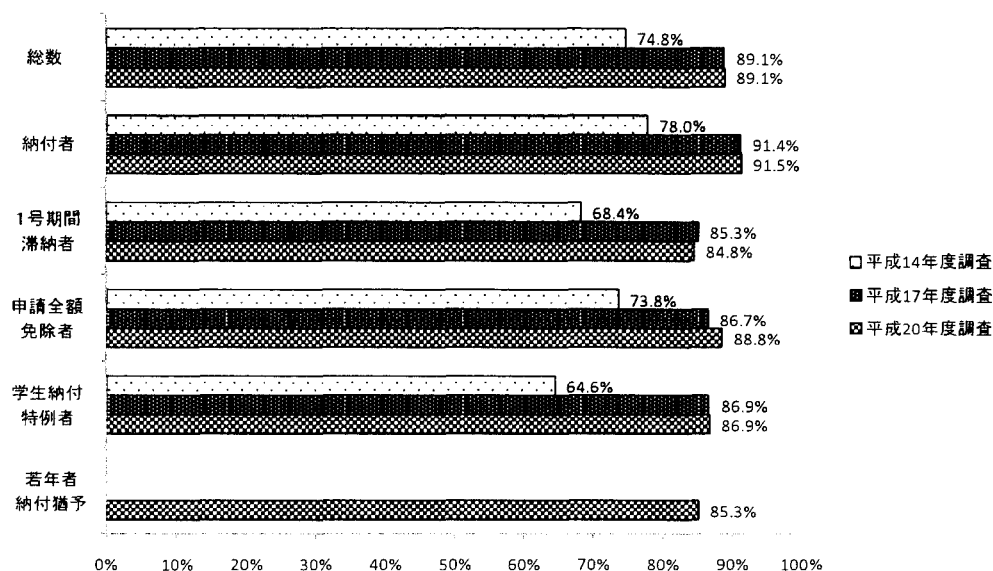
図31 所得税における国民年金保険料に係る控除の周知度



## 7. 保険料納付期間と年金受取額の関係の周知度

老齢基礎年金は、保険料納付期間が短くなると、その分支給額が少なくなる。このことに関する周知度は全体で89.1%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図32）。

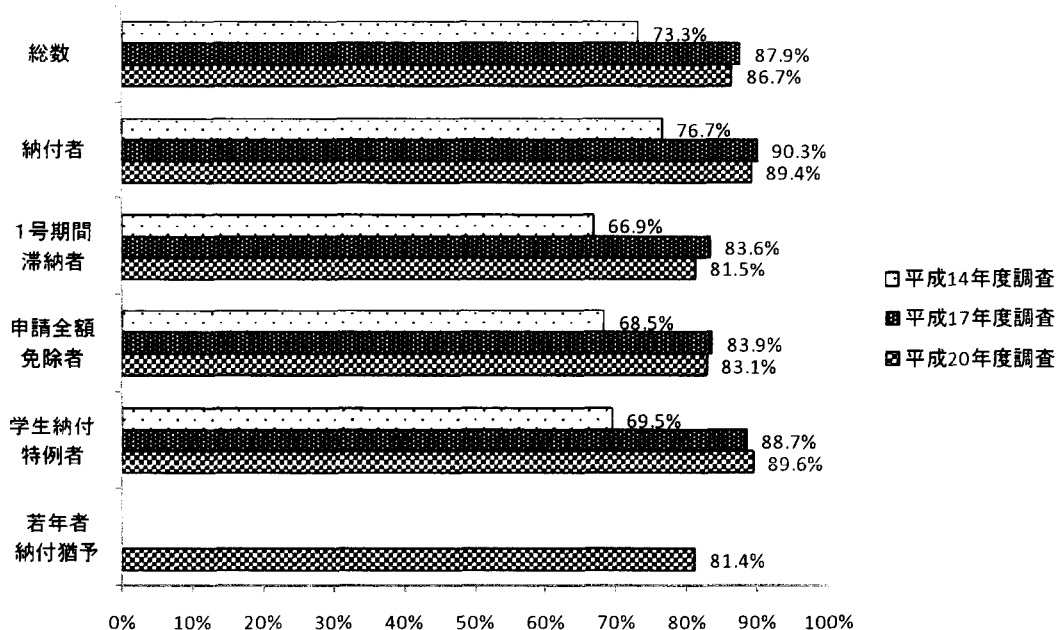
図32 保険料納付期間と年金受取額との関係の周知度



## 8. 世代間扶養の仕組みの周知度

老齢基礎年金は、社会連帯に基づき、現在の現役世代の支払う保険料によって現在の高齢者を支える、世代間扶養の仕組みとなっている。このことに関する周知度は全体で86.7%となっており、前回調査と比較してほぼ同等に推移している（図33）。

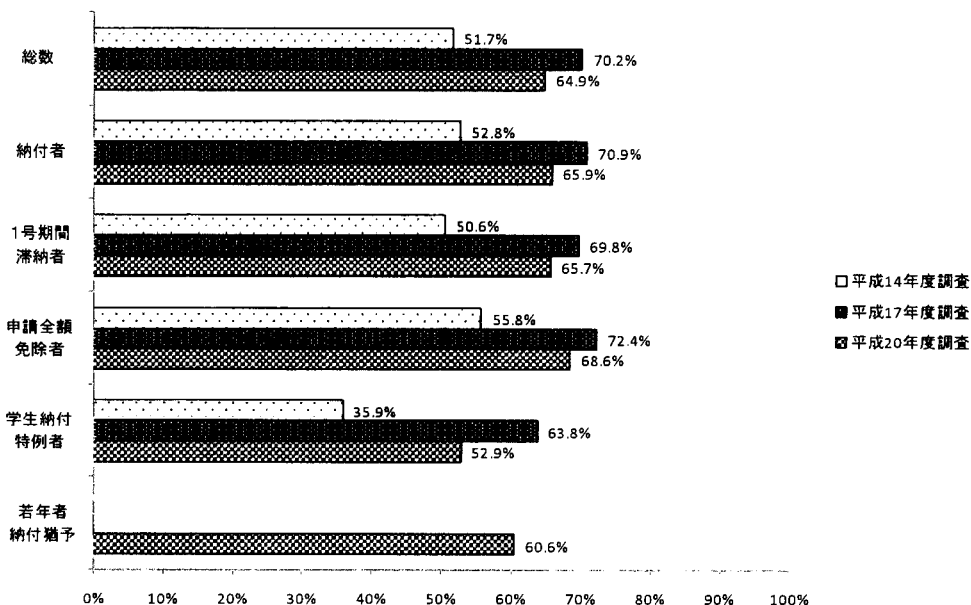
図33 世代間扶養の仕組みの周知度



## 9. 過年度納付の周知度

国民年金保険料は、納め忘れた場合でも過去2年分までを遡って納めることができる。このことに関する周知度は64.9%となっており、前回調査と比較して減少している（図34）。

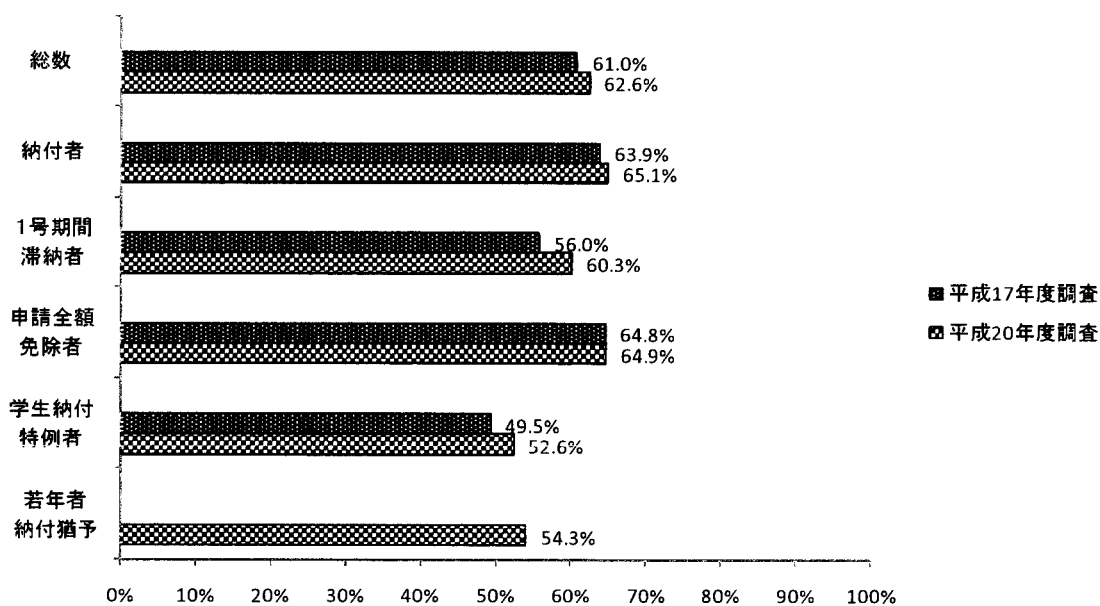
図34 過年度納付の周知度



## 10. 遺族年金の周知度

国民年金では、老齢年金や障害年金のほか、第1号被保険者（被保険者であった者を含む）本人の死亡時に遺族が受けられる遺族年金の制度がある。このことに関する周知度は62.6%となっている（図35）。

図35 遺族年金の周知度

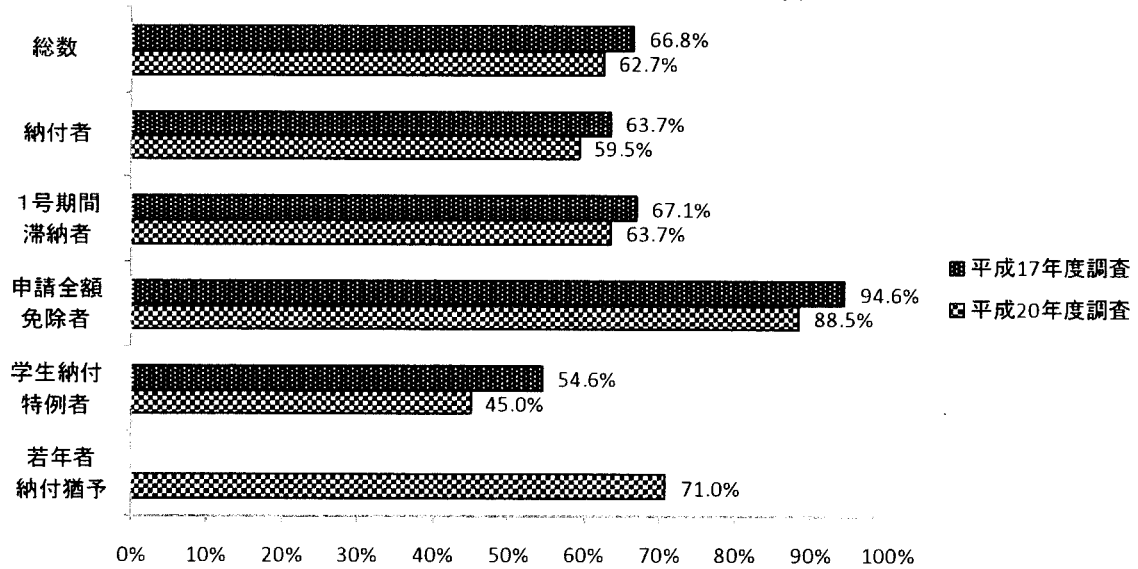


## 第9章 免除・猶予の状況

### 1. 保険料免除制度の周知度

経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合には、保険料の全額又は一部が免除される免除制度がある。このことに対する周知度は全体で 62.7%となっており、前回調査と比較して減少している（図 36）。

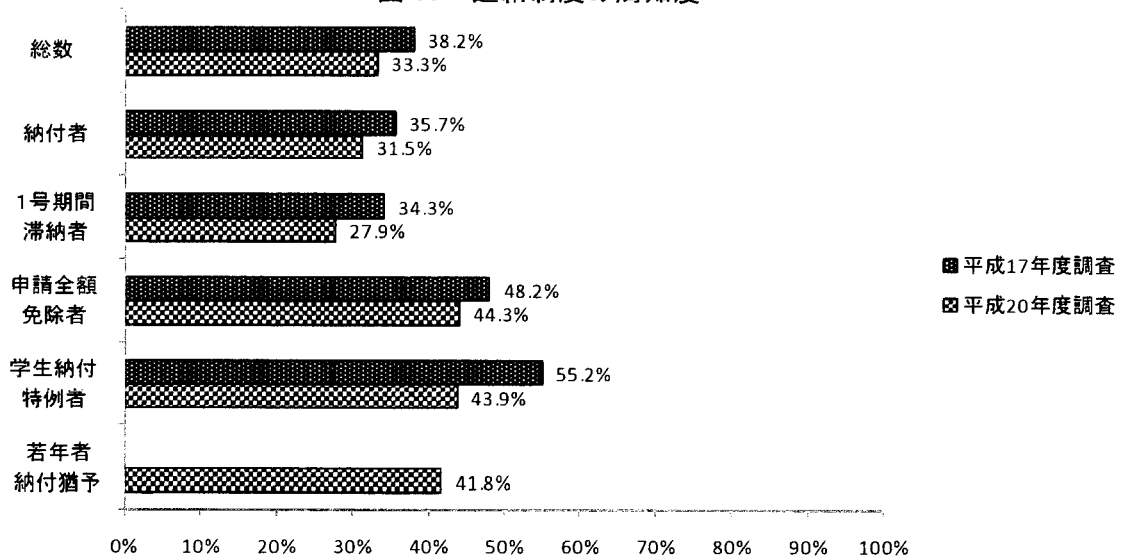
図 36 保険料全額・一部免除の周知度



### 2. 免除保険料の追納制度の周知度

保険料を全額または一部免除された期間のうち、過去 10 年分については、さかのぼって保険料を納付できる、追納制度がある。このことに関する周知度は全体で 33.3%となっており、前回調査と比較して減少している（図 37）。

図 37 追納制度の周知度



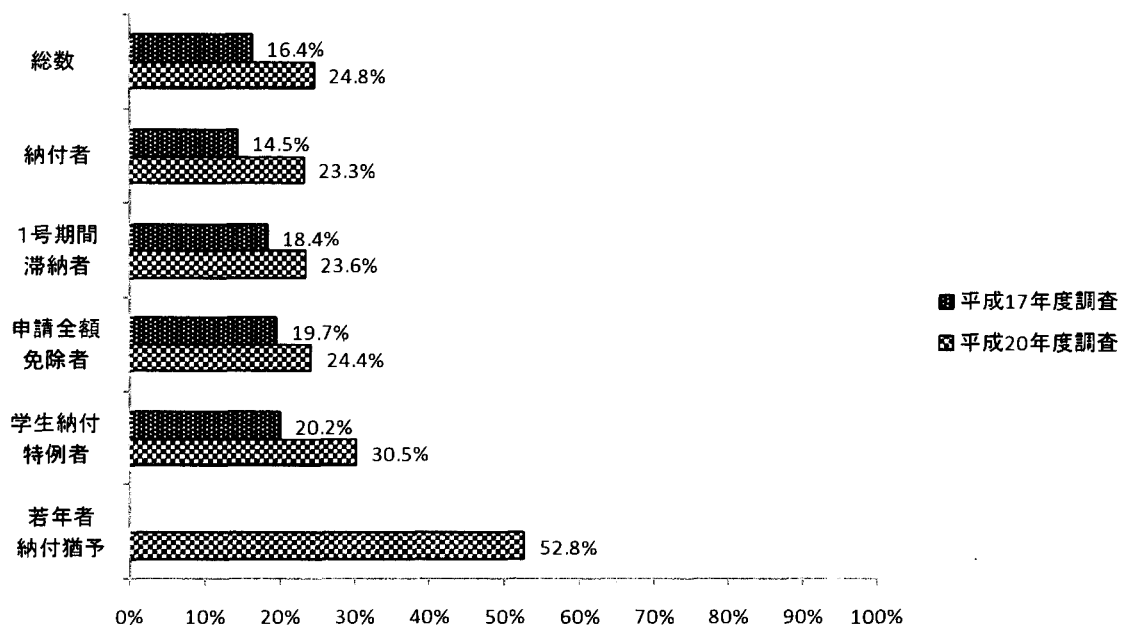
注 保険料全額・一部免除を知っていると回答した者を総数として集計している。



### 3. 若年者納付猶予制度の周知度

学生以外であっても、経済的な理由により国民年金保険料の納付が困難な20歳台の方については、保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度がある。このことに関する周知度は全体で24.8%となっており、前回調査と比較して上昇している（図38）。

図38 若年者納付猶予制度の周知度



(参考資料 1) 世帯総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		完納者	一部 納付者					
	(単位：%)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
100万円未満	21.2	14.1	13.8	15.4	22.6	60.8	14.7	8.0
うち所得なし	9.3	5.6	5.5	5.8	10.0	27.5	9.2	3.4
100～200	15.3	14.0	13.3	17.1	19.9	21.1	5.4	10.9
200～300	13.7	14.3	13.7	17.0	17.7	9.1	5.9	12.5
300～400	10.9	12.2	11.9	13.5	12.1	4.1	7.4	12.8
400～500	8.4	9.7	9.7	9.9	8.0	2.0	8.8	11.9
500～600	6.8	7.9	8.1	7.1	5.5	1.2	9.2	9.8
600～700	5.0	5.5	5.6	5.3	4.0	0.6	8.8	9.0
700～800	4.1	4.5	4.7	3.5	2.8	0.4	9.5	6.5
800～900	3.1	3.4	3.5	2.8	1.9	0.2	8.1	5.2
900～1,000	2.2	2.5	2.7	2.0	1.4	0.1	4.7	3.7
1,000～1,200	3.0	3.6	3.8	2.5	1.5	0.1	7.1	3.8
1,200～1,500	2.4	3.0	3.3	1.7	1.1	0.1	5.2	2.8
1,500万円以上	3.8	5.2	5.9	2.3	1.5	0.2	5.2	2.9
	(単位：万円)							
平均値	469.3	554.9	586.1	423.4	342.0	116.0	681.7	552.8
中位数	298.0	357.0	373.0	303.0	238.0	61.0	582.0	445.0

注 世帯の総所得金額が不詳の者を除く。

(参考資料 2) 本人の総所得金額階級、保険料納付状況別第1号被保険者割合

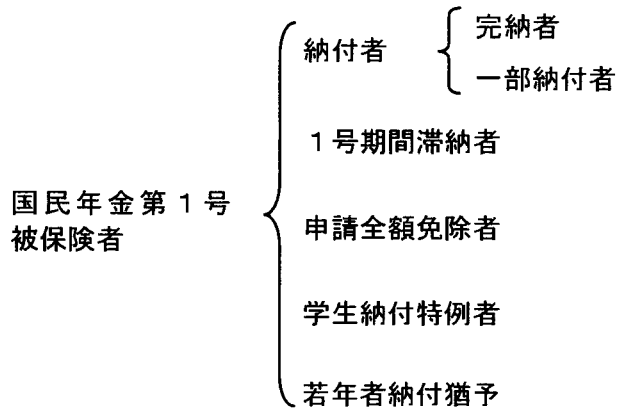
	総数	納付者			1号期間 滞納者	申請全額 免除者	学生納付 特例者	若年者 納付猶予
		完納者	一部 納付者					
	(単位：%)							
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
50万円未満	52.7	44.0	44.7	41.2	46.6	73.1	95.7	79.0
うち所得なし	36.5	28.8	29.5	25.9	32.3	50.5	77.3	62.1
50～100	10.2	10.2	9.8	12.0	11.4	12.9	2.5	10.5
100～150	10.0	10.9	10.3	13.6	12.7	7.3	0.6	6.6
150～200	8.0	9.3	8.9	10.8	10.4	3.4	0.2	2.3
200～250	5.2	6.2	6.0	7.1	6.9	1.4	0.1	0.6
250～300	3.4	4.3	4.2	4.5	4.1	0.6	0.1	0.2
300～350	2.8	3.7	3.8	3.1	2.7	0.5	0.1	0.2
350～400	1.5	2.1	2.1	2.0	1.4	0.2	0.0	0.1
400～450	1.2	1.6	1.6	1.4	1.1	0.1	0.1	0.0
450～500	1.0	1.5	1.6	1.0	0.6	0.1	0.0	0.1
500万円以上	4.1	6.3	7.0	3.3	2.0	0.3	0.6	0.4
	(単位：万円)							
平均値	132.5	177.7	188.1	134.1	113.1	42.1	15.3	31.2
中位数	38.0	76.0	75.0	85.0	63.0	0.0	0.0	0.0

注 本人の総所得金額が不詳の者を除く。

# 用語の解説

## 1. 保険料納付状況

平成18年度及び19年度の国民年金保険料の納付状況を基に、国民年金第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）を以下のように区分した。



### (1) 納付者

平成18年4月～平成20年3月のうち、納付対象月の保険料を納付したことがある者（(3)～(5)の者を除く。）。

さらに、納付者を以下のように区分した。

#### ① 完納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料をすべて納付している者。

#### ② 一部納付者

完納者以外の納付者。

### (2) 1号期間滞納者

平成18年4月～平成20年3月の納付対象月の保険料を1月も納付していない者（(3)～(5)の者を除く。）。

### (3) 申請全額免除者

平成20年3月分の保険料について申請全額免除を受けていた者。

### (4) 学生納付特例者

平成20年3月分の保険料について学生納付特例を受けていた者。

### (5) 若年者納付猶予

平成20年3月分の保険料について若年者納付猶予を受けていた者。

## 2. 都市規模区分

平成20年5月1日現在の市区町村境界及び平成20年3月31日現在の住民基本台帳に基づく人口を基に、以下のように区分した。

- (1) **大都市**  
東京都特別区部及び政令指定都市。
- (2) **中都市**  
(1)以外の人口20万以上の市及び県庁所在市。
- (3) **小都市・町村**  
(1)、(2)以外の人口20万未満の市及び町村。

## 3. 総所得金額

平成20年の市区町村民税課税台帳の総所得金額（平成19年所得）に基づいている。

総所得金額は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、譲渡所得、雑所得、一時所得からなり、収入金額から必要経費（売上原価、減価償却費等）を除いたものである。

## 4. 届出適用者・手帳送付者

- (1) **届出適用者**  
自らが届出を行い被保険者となった者。
- (2) **手帳送付者**  
加入届が未届である者に対して年金手帳を送付することにより第1号被保険者としたもの。